

海外経済要録

米州諸国

◇米国、IMFからのカナダ・ドル引出し

5月2日付米財務省の発表によると、米国はIMFとの間に本年8月1日までに110百万米ドル相当額のカナダ・ドルを引き出しする旨の取決めを結び、うち30百万ドルを直ちに引き出した。これは1964年2月以来米国が行なってきた技術的引出しの一つであり、米国が取得したカナダ・ドルは、IMFへの返済を希望する他の加盟国に対して米ドルを対価として売却される。

今回の取引を含めると、米国のIMFからの引出累計額は1,260百万ドルに達するが、他の国によるIMFからの米ドル引出額を相殺した米国の対IMFネット債務は564百万ドルと、前回引出時(本年3月9日)の576百万ドルに比べ若干減少している。

◇カナダ、現行銀行法を期限延長

現行銀行法の有効期間を本年12月1日まで再延長する法案は3月31日上下両院を通過、即日施行された。

同銀行法は当初の有効期間(10年)の期限にあたる64年12月に法案改正が間に合わなかったため期限延長がなされており、今回再び延長されたのは65年5月に国会に提出された改正法案がカナダ銀行法改正案とともに、審議未了廃案となつたためである。なお、これらの法案は新たに改訂を加え近く再び国会に提出される見込みである。

歐州諸国

◇EEC通貨評議会、第8次年次報告を発表

EEC委員会の諮問機関である通貨評議会は、5月上旬第8次年次報告を理事会に提出した。

同報告の概要は次のとおり。

(1) 昨年のEEC経済は、6か国の景気局面になおかなりの相異が認められたものの、総じて順調に拡大した。しかし、物価とコストの上昇は6か国を通じて依然根強く、EECが引き続き対処すべき当面の重要課題となっている。

(2) 西ドイツ、オランダなどでは、増税によらずに才出規模を拡大させるなど、財政政策の景気調整効果が發揮

されなかつたため、景気調節に当たつての金融政策の負担が増大することとなった。一方、共同体内部での企業合併はより大きな規模で進展しつつあり、一部の企業がすでに一国の金融政策の枠内では律しきれない資金調達力を備えるに至っている。このような事態の進展は、各国金融政策の調整を不可欠のものとしており、各国当局者間でのより緊密な連絡、意見調整が一段と望まれる。また、加盟国は信用の総量に対する直接的規制手段の導入を検討すべきである。その効果はすでにフランスおよびオランダにおいて立証されている。

(3) 域外からの資本流入、とくに米系資本の流入は欧州経済の発展に多大の貢献をしてきたが、現在では“過剰”となった。米系資本の流入増は、米欧間の国際収支の均衡を一時的とはいえ乱し、かつ共同体加盟国のインフレ対策の効果をそぐ要因ともなっている。

◇英蘭銀行総裁の更迭決定

英国政府は、4月26日、英蘭銀行のCromer総裁が6月末の任期満了とともに退任、後任総裁にはL.K.O'Brien副総裁が昇格し、また後任副総裁にはM.Parsons理事が昇格することとなつた旨発表した。Cromer総裁は公職在任期間が7年と長期にわたつていてこと(注)、かたがた一身上の理由もあって辞意を表明していたもので、退任後は出身銀行のBairng Brothers & Co.に復帰するものとみられている。

(注) Cromerは英蘭銀行総裁就任前の2年間ワシントン駐在公使の地位にあった。

◇英國、1966年度予算案等の発表

カラハン財相は、5月3日下院において、1966年度予算案(本年4月～明年3月)を発表、同時にスタートリング地域内先進国向け民間投資の自主規制措置の実施、輸入課徴金の本年11月末撤廃を明らかにした。その概要次のとおり。

1. 本年度予算案

(1) 予算規模

経常歳入は選択的雇用税の導入などから前年度(実績)を11.8%上回る10,224百万ポンドとなつた一方、経常歳出は国防費の抑制などから前年度(実績)比8.5%増の9,177百万ポンドにとどまつた。このため経常収支の黒字幅は1,047百万ポンドと前年度(予算544、実績689各百万ポンド)を大幅に上回つた。一方、資本収支の赤字幅は1,334百万ポンドと前年度(予算1,268、実績1,265各百万ポンド)を若干上回り、この結果総合収支戻では287百万ポンドの赤字と前年度(予算724、実績576各百万

ポンドの赤字)に比し赤字幅は半減した。

(2) 租税措置

イ. 選択的雇用税

すべての雇用者に対する課税措置として選択的雇用税(Selective Employment Tax)を新設し、その従業員数に応じて下記の税額を徴収する。ただし業種により次のとおり納税額の返還またはプレミアムの支給を行なう。

- ① サービス業、建設業の雇用者に対しては、徴税するのみで返還しない。
- ② 地方公共団体、国有企业、運輸業および農業の雇用者に対しては、四半期ごとに納税額と同額を返還する(結果的には無税のかたちとなる)。
- ③ 製造業の雇用者に対しては、四半期ごとに税額を3割方上回るプレミアムを支給する(結果的には補助金が与えられるかたちとなる)。

選択的雇用税の税額およびプレミアム

(従業員1人当たり、毎週)

	税額	製造業に対する プレミアム
男 子	25シリング	32シリング6ペニス
女 子	12シリング6ペニス	16シリング3ペニス
18歳未満の男子	12シリング6ペニス	16シリング3ペニス
18歳未満の女子	8シリング	10シリング6ペニス

本税は、サービス業に対する課税を通じてサービス部門の価格上昇を引き起こし、サービス業向け支出を中心に消費需要の抑制を図ること、ならびに製造業に対するプレミアムの支給によってサービス業からの労働力移動を促進し、かつ労働コストの引下げを通じて輸出増強に資することを意図したものである。また本税の課税は本年9月から実施されるが、納税額の返還およびプレミアムの支払いは明年初め(おそらくとも2月末)から開始される。このため本年度については本税により315百万ポンドの増収(平年度240百万ポンドの増収)となり、とくに本年秋から明年初にかけてはかなりの需要抑制効果が期待されている。

ロ.かけ事に対する課税

すべてのかけ事に対して2.5%の課税(Betting and Gaming Tax)(4月号「要録」参照)を本年10月以降実施する。

ハ. 法人税等

法人税(Corporation Tax)を予定どおり本年度から導入し(40年4月号「要録」参照)、その税率を40%とする。所得税、超過所得税、購買税などの税率は変更

しない。

なお、上記の各租税措置による本年度の增收額は385.5百万ポンドと見込まれている。

2. 海外投資の削減等

(1) スターリング地域内先進国向け民間投資の自主規制政府は、英國企業に対し、①向こう1~2年間スターリング地域内先進国(豪州、ニュージーランド、南アフリカ、アイルランド)向け投資を抑制し、必要な場合にはなるべく現地資本の調達に努めること、②企業が今後上記4か国に投資を行なう場合にはすべてその投資計画(利益の再投資を含む、ただし25千ポンド以下の直接投資を除く)を英蘭銀行に報告することを要請する。この要請は法的規制を伴わず、あくまで企業の自主的協力に待つものではあるが、英蘭銀行は上記報告を審査のうえ必要に応じ投資計画の中止または延期を勧告しうることとなっている。

(2) 政府の海外支出削減

国防費等政府の海外支出についても再検討し、とくに西ドイツ駐留軍費用については、西ドイツ政府との間に肩代り交渉を今秋妥結を目指して早急に開始する。

なお、政府は上記の海外投資自主規制および政府海外支出の削減により年間50~100百万ポンド程度の国際収支赤字幅の縮減を見込んでいる。

3. 輸入課徴金の撤廃

輸入課徴金は、その根拠法令の失効する本年11月末をもって撤廃する。

1966年度予算案の前年度比較

(単位・百万ポンド)

	1965年度		1966年度	前年度比	
	予算	実績(A)	予算(B)	増減(△額)	増加率(%)
歳 入	9,026	9,145	10,224	1,079	11.8
租 稅(8,199)	(8,324)	(9,331)	(1,007)	(12.1)
そ の 他(827)	(821)	(893)	(72)	(8.8)
歳 出	8,482	8,456	9,177	721	8.5
國防費(2,120)	(2,056)	(2,172)	(116)	(5.6)
民政費(5,014)	(5,084)	(5,556)	(472)	(9.3)
そ の 他(1,348)	(1,316)	(1,449)	(133)	(10.1)
經 常 収 支 +	544	+ 689	+ 1,047	+ 358	
資 本 収 支 -	1,268	- 1,265	- 1,334	- 69	
國 有 企 業 (ネット)	(- 743)	(- 618)	(- 764)	(- 146)	
地 方 公 共 団 体 そ の 他	(- 525)	(- 647)	(- 570)	(+ 77)	
総 合 収 支 -	724	- 576	- 287	+ 289	
（政府借入等）					

◇英國、金貨等の保有、売買、輸入等の制限強化

カラハン蔵相は、4月26日下院において、金貨などの保有、売買に関する制限を強化し、かつその輸入を原則として禁止する(注)旨発表した(4月27日より実施)。今回の措置は、最近ポンド価値ヘッジなどをねらった金貨、メダルの収集熱が高まるにつれて金貨の輸入が増勢を示しているため、金外貨準備への影響を考慮してとられたものである。その概要は次のとおり。

(1) 1838年以降鋳造の金貨(現在市場取引の大半を占める)は、現に保有中のもの4枚までを除き、今後その保有、売買(市場価格による公認取扱業者への売却を除く)につき、すべて為替管理当局の許可を要することとする。なお1837年以前に鋳造した金貨については、従来と同様自由に保有、売買することを認める。

(2) メダルなどの製造を目的とする金の売却を禁止する。ただし、輸出、学術・スポーツ上の褒賞のためのものについては例外として許可する。

(3) 金貨、メダルなどの輸入は再輸出される場合を除き禁止する。

(注) 法制上は、Exchange Control (collectors pieces exemption) Order, 1947を廃止し、これに代えて新たに Exchange Control (gold coins exemption) Order, 1966を制定。

◇英國輸出信用保証局、保険料率を引下げ

シェイ商務長官は5月9日、輸出信用保証局(ECGD)の輸出保険料率を平均15%方引き下げる旨発表した。この措置は、昨年6月の10%引下げに続くもので、個別保険については即時実施、短期包括保険については6月初めから実施される。

今回の引下げは、ECGDの業務量増大に伴い採算上保険料率の引下げが可能となったため、輸出振興の国策に沿って決定されたもので、引下げに伴うECGDの減収は年間1百万ポンド程度と見積もられている。

◇西ドイツ、手形割引会社(Pivatdiskont·AG)に対するブンデスバンクの手形買入れ限度枠設定

ブンデス銀行理事会は4月28日、「手形割引会社」からの貿易関係一流銀行引受手形(Pivatdiskonten)(注)の買入れに10億マルクの限度枠を設定することを決定した。

(注) ブンデス銀行の買入れレートは、手形割引会社が市中引受銀行(Akzept Banken)から買入れるレートに1/32%の手数料が加算される。

今回の措置は、最近金融市場の著しい引締まりから貿易関係一流銀行引受手形のブンデス銀行への持込みが急増し、金融引締め政策の効果を減殺するおそれがある

ため、かかる事態を未然に防止するねらいから実施されたものとみられる。

◇西ドイツ、輸出金融強化の動き

西ドイツの「輸出金融会社(Ausfuhrkredit·AG)」は最近、中・長期輸出金融の強化案を発表し注目された。その要点次のとおり。

① 現行のA・B両資本に加え、新たにC枠を設ける(注)。C枠は後進国(東欧圏を含む)向け輸出の場合に限られ、融資枠は当初2.5億マルクとする。

(注) 新設のC枠は、現行のA枠(最高8年)ないしB枠(最高4年)使用後更に4年間の融資を認めるもので、この結果通算最高12年までの融資が可能となる。ただしC枠による融資先はA・B枠の場合(西ドイツ輸出手業者)と異なり相手方の外国輸入業者となる。

② C枠の財源確保のために、新たに貯蓄金庫州中央機関(12行)、3大銀行に次ぐ業容を有するBank für Gemeinwirtschaft、有力個人銀行(7行)をシンジケートに加え、シンジケート加盟銀行数をふやす(現在26行→46行)ことによって融資枠を拡大する。なお、輸出金融会社の資本金を4百万マルク増額する(現行20百万マルク→24百万マルク)。

今回の措置は後進国(東欧圏を含む)向け中・長期輸出面における競争の激化に対処するために採られたものであるが、C枠の新設により「輸出金融会社」は独自に12年までの長期融資ができることになるため、現在長期輸出金融専門機関としての役割を果たしている「復興金融公庫(Kreditanstalt für Wiederaufbau)」との業務分野の調整が問題になるとみられる。

◇フランス、流動比率の引下げ

フランス銀行は5月13日、5月の流動比率(coefficient de trésorerie)を1%引き下げて32%とすることを決定した。本措置は、5月中所得税納税による資金需要が見込まれるためこれに対処してとられた季節的調整措置である。なお本年にはいつから流動比率の推移は、1月、2月とも35%、3月32%、4月33%となっている。

◇フランス、国有化銀行の合併

フランス政府は5月4日の閣議において、預金銀行中第3位のBanque Nationale pour le Commerce et L'Industrie(略称BNCI、本年3月末の預金量154億フラン)と同第4位のComptoir National d'Escompte de Paris(略称CNEP、本年3月末の預金量85億フラン)の合併を決定した(注)。

(注) フランスの預金銀行中上位4行は1945年以来国有化されている。

合併の手続きは6月末までに行なわれ、新銀行は Banque Nationale de Paris の名称の下に7月早々発足する予定である。頭取および副頭取には現CNEP頭取 Bizot およびフランス銀行副総裁 Calvet がそれぞれ就任する。

この結果、預金量において従来フランス第1位の Crédit Lyonnais(本年3月末228億フラン)、第2位の Société Générale(同195億フラン)をしのぎ、E E C諸国でも最大の銀行が出現することとなった(従来の E E C 最大の銀行はイタリアの Banca Nazionale del Lavoro)。

今回の国有化銀行の合併は、フランス当局が最近積極的に推進しているフランス企業の大型化政策の一環として行なわれたものであるが(「国別動向」参照)、それが BNCI、CNEPの合併という形をとった理由としては次の点があげられている。

(1) 資金量において上位2行に及ばないBNCIとCNEPを合併させることにより、ほぼ同規模の国有化銀行が3行出現することとなり、適正な競争関係が生じるとみられること。

(2) BNCI、CNEPは国内国外とも業務区域面での競合関係が少ないため合併の効果が大きいこと。

◇イタリア、1965年の国民経済計算

イタリア政府は、このほど1965年の国民経済計算を発表した。その概要次のとおり(伸び率はいずれも実質)。

(1) 1965年の国民総生産は35兆4,600億リラ(約567億ドル)、成長率は3.4%(名目7.1%)と前年(2.7%)を若干上回る程度にとどまった。もっとも、成長率は年央以降漸次上昇傾向を強めており、第4四半期のGDPは前年同期を4.6%上回っている。

(2) これを需要要因別にみると、民間消費は依然伸び悩みを続け前年比2.1%(前年2.4%)の増加にとどまった

イタリアの1965年国民経済計算

(%、実質)

	1963年	1964年	1965年	
	前年比 増減(△)	前年比 増減(△)	前年比 増減(△)	寄与率
消費	8.6	2.6	2.4	53.4
民間消費	9.2	2.4	2.1	38.7
公共部門消費	5.2	3.9	3.7	14.7
総投資	4.0	△ 8.2	△ 7.4	△ 47.5
固定投資	5.5	△ 9.2	△ 8.2	△ 51.3
輸出	6.4	11.6	19.9	98.6
輸入	20.7	△ 5.1	0.9	△ 4.5
国民総生産	4.8	2.7	3.4	100.0

が、公共部門の消費は3.7%(前年3.9%)の増加を示した。固定投資は引き続き低調で、8.2%(前年9.2%)の減少となった。なかでも工場設備の投資は前年(18.9%減)に引き続き17.6%の大幅減少を示し、そのほか商業、金融、サービス部門の固定投資は8%、住宅建築は6%、農業の固定投資は1.3%の減少となった。もっとも、運輸、通信部門の固定投資のみは7.8%の増加となっている。一方、輸出は米国、西ドイツ向けを中心19.9%(前年11.6%)の大幅増加となったが、輸入は内需の緩慢な回復傾向を映し0.9%の増加(前年5.1%減)にとどまった。

アジアおよび大洋州諸国

◆アジア開発銀行設立第2回準備委員会の開催

アジア開発銀行設立のための第2回準備委員会は、5月11日から15日にわたり、バンコックで開催された。

同委員会においては、これまでの準備状況の報告ならびに検討がなされたほか、①アジア開発銀行の創立総会を本年10月中旬、イランの首都テヘランで開催すること、②創立総会までに今後3回準備委員会の開催を予定し、次の第3回準備委員会を6月27日から30日までマニラで開くこと、③同行の会計年度を暦年とすることなどが決定された。

なお、同行に対する出資コミット額について、エカフエ事務当局から、域内諸国650百万ドルに、域外諸国からの350百万ドルを加えて授権資本10億ドルの満額に達した旨、発表された。

◆第3回日韓貿易会談の開催

第3回日韓貿易会談は、さる4月21日から26日まで東京で開催され、最終日に合意に達した諸点を明らかにした共同コミュニケが発表された。

共同コミュニケの主なる点は次のとおり。

- 両国間貿易の不均衡(わが国の大幅出超)は正については、長期的に貿易拡大の過程において解決を図るべきで、これがため種々の方策を検討すること。
 - 韓国の保税加工貿易推進のため、早急にソウルで両国民間業者の会議を政府関係者臨席の下を開くこと。
 - 韓国の開発輸出問題を検討するため、すみやかに両国政府関係者の討議を行なうこと。
 - 明春ソウルで第4回日韓貿易会談を開催すること。
- なお、今回の会談において、韓国側はのりの買付け増大を強く要望、本年度買付け数量を3.7億枚(昨年2.5億枚)に増加することで話し合いがつき、一方日本側が在

韓日本商社の事業活動、課税問題などにつき配慮を要請したのに対して韓国側は「オッファー商」(取引仲介業)の資格を与える旨表明、同国内での商社活動の障害が事実上除去されるものとみられている。

◇インド、IMFから緊急引出し

インド政府は、4月6日、IMFから日本円(10百万ドル相当額)を含む総額187.5百万ドルの緊急引出しを行なった。

この措置は、最近輸出の不振ならびに食糧の緊急輸入などを背景に悪化をみている同国の外貨ポジションの補強を図るためにとられたものである。なお、同国が外貨危機に落ち入った昨年初来のIMF引出し累計額は425百万ドル(この間返済額は150百万ドル)に上っている。

◇インド、本年度の輸入政策

インド政府は、さる3月30日、本年度(1966年4月～67年3月)の輸入政策を発表した。今次政策の特色は、工業生産増強の見地から重要物資の割当の増加を図る一方、輸入割当方法を合理化するなどの諸点にあるが、その概要は次のとおりである。

- (1) 指定輸入業者に対しては、各種機械部品、医療品、書籍など約30品目について割当基準量を増枠する一方、タイヤ、オートバイ、タイプライター、光学器械など国産化が進んでいる品目、ないし緊要度の低い品目については、割当量を削減する。また、輸入対象品目を化学、機械、消費財など10グループに分け、各グループ相互間ににおいて、その割当額の範囲内で品目の振替えを認める。
- (2) 生産業者に対する割当については、鋼材ライセンスを原材料・部品に、一方原材料・部品ライセンスを鋼材に、それぞれ振り替えることを認めるなど、割当外貨を弾力的かつ有効に使用できるようにする。
- (3) 小口割当については、昨年度同様、本年度分一括割当とするが、ただし5,000ルピー以上の割当分については、上半期に50%、その残り50%は下半期に再審査をまってその使用が認められる。

以上のごとく、本年度の輸入割当額は全体として昨年度の実績をかなり大幅に上回るものとみられるが、このような方策は、同国が工業生産の不振打開に対処し原材料・部品などの輸入増を図るためにとられたものである。

◇タイ、商業銀行の預金貸出金利の一部引下げ

タイランド銀行(中央銀行)は、4月5日、商業銀行の預金・貸出金利の一部を次のとおり引き下げる旨発表した。

1. 預金金利

	新レート(年利、最高)	旧レート(年利、最高)
(1) 当座預金	0.01%	0.5%
(2) 普通預金	3.5%	4.5%
(注) 定期預金金利は据置き。		
3ヶ月を超えるもの	5%	
6ヶ月 "	6%	
1年 "	7%	

2. 貸出金利

從来貸出金利については、「信用状担保貸付、輸出手形割引」および「その他の貸付」の2本建てであったのを、今回の金利改訂に伴い、次のように細別、適用することに改正。

	新レート (年利、最高)	旧レート (年利、最高)
(1) 信用状担保貸付、 輸出手形の割引	9%	10%
(2) 国内製造業の 原料買付け手形の割引	10%	
(3) 国内製造業の 製品延払い販売手形の割引	10%	その他 の貸付 15%
(4) 動産・不動産担保の貸付	12%	
(5) その他の貸付	14%	

以上の措置は、同国最近の外貨準備高の着実な増加を背景として、経済の健全な発展を図るために市中の高金利は正が必要であるとの見地からとられたものである。

◇フィリピン中央銀行、再割枠拡大等を実施

フィリピン中央銀行は、さる3月29日、從来非必需品の輸入に課していた輸入担保金(期間120日以上の定期預金で積立てる)制度の廃止に引き続き、4月15日、次の一連の措置を発表、即日実施した。

1. 商業銀行に対する再割枠を各行の本年3月31日現在における資本勘定(net worth)の125%(從来、1965年12月31日現在の資本勘定の50%)に拡大し、その配分を次のとおりとする。

- (1) 資本勘定の50%に相当する再割枠——商業金融のための適格手形を対象とし、年利4.75%(公定歩合)を適用。
- (2) 同じく50%に相当する再割枠——生産金融のための適格手形を対象とし、年利3%(優遇金利)を適用。
- (3) 残り25%に相当する再割枠——農業(米およびとうもろこし)金融に対し適用。

2. さらに、中央銀行は、米およびとうもろこしの生産金融として商業銀行に対し、167百万ペソの枠外貸出を認める。
3. 本年4月および7月の納税期における一時的金融ひっ迫を緩和するため、商業銀行に対し、4月納税分につ

いては期間90日、7月納税分については期間45日で、納税額の90%相当分までの納税資金金融(tax compensation credit)を行なう(適用金利6%)。ただし、本金融は前記商業金融のための再割枠を満枠使用した場合に限り認める。

以上の金融緩和措置は、最近における同国の景況停滞傾向に対処してとられたものであるが、今回の措置はかなり大幅の金融緩和(約5億ペソ)であるのでその影響が注目される。

◆韓国銀行、市銀に対し資金の農協中央会預託を指示

韓国銀行は、5月3日市銀全行(5行)に対して、次の条件によりその余裕資金を農協中央会に預託するよう指示した。

(1) 預託金額合計	10億ウォン(各行別に内示)
(2) 預託金利	年10%
(3) 預託期間	3か月

同国では、かねてから市中の流動性が急速に増大してインフレ再激化の懸念が強くなったため、韓国銀行は公定歩合ならびに預金支払準備率を大幅に引き上げるとともに、通貨安定証券の発行(発行限度50億ウォン、発行残高30億ウォン)に踏み切るなど相次いで対策を講じてきたが、財政の膨脹、輸出の好調を背景にその後も流動性の増大がやまず、引締めを一段と強化する必要に迫られていた。しかし、低利(実質利回り約5%)の通貨安定証券をこれ以上発行して市銀に割り当てるとは、各行の経理を圧迫するおそれがあるため、たまたま農協中央会に対する巨額の低利融資(限度180億ウォン、年利2%)が、通貨増発要因として指摘されていたことにもかんがみ、今回はじめてこの措置を探ったものとみられる。

◆韓国、対日請求権資金第1年次使用計画の決定

昨年末発効した日韓両国間の「請求権、経済協力協定」による請求権資金の第1年次使用計画については、かねて韓国案を基礎に両国政府間で協議中のところ、4月20日合意に到達、同30日本決まりとなった。その内容は次のとおりで、総額93.6百万ドル(コミットベース。支払ベースは年間50百万ドル限度)となっている。

今回の両国間の協議は、①無償資金のプロジェクト用資本財中に、本来日韓漁業協力資金(輸銀融資による民間借款90百万ドル)によるべき「漁船の買入れと建造」を計上するよう韓国側が主張したこと、②借款資金中の海運振興事業(全額貨物船の買入れと建造)については、日韓海運協定の改訂問題が未解決の折から、わが国内での

反対意見が強かったこと、などの事情から難航したが、いずれもわが国が、今回限りの特例として認めたため妥結をみたものといわれる。とにかく、今回の初年度分の決定により、今後10年間にわたる政府間経済協力がいよいよ具体的に動き出したわけで、これにより両国間の経済関係が一段と密接となるものとして期待される。

(単位・千ドル)

1. 無償経済協力資金	47,787
(1) プロジェクト用資本財(農業、水産業、送電配電施設を含む)	21,814
(2) 原資材(農業、建築資材等)	15,000
(3) その他の資本財(機械類)	5,000
(4) 清算勘定債務相殺	4,573
(5) 予備費	1,400
2. 長期低利借款資金	45,808
(1) 中小企業振興計画	12,000
(2) 機械工業振興計画	3,000
(3) 建設用機械整備計画	6,500
(4) 鉄道整備計画	11,000
(5) 海運振興計画	9,008
(6) 漢江鉄橋復旧計画	1,000
(7) かんがい、干拓計画	3,300
合計	93,595

(備考) 長期低利借款資金は、わが国の海外経済協力基金利用によるもので、7年据置後13年償還、金利年3.5%。

◆豪州、支払準備率の引下げ

豪州準備銀行は、4月5日、支払準備率を12.8%から10.4%へ、さらに同26日、9.4%へと引き下げた。

今回の措置は、最近、民間投資の不活発、干ばつによる農業生産の不振などから、先行き経済活動の停滞が懸念されるに至ったため、これに対処し、金融緩和を図ったものである。

共産圏諸国

◆ソ連、第1四半期の工業生産は一応順調に推移

ソ連邦中央統計局は、4月下旬、本年第1四半期(1~3月)の工業生産の概況を発表した。これによると、同期間中の工業生産増加率は昨年同期比7.9%と計画の年間成長率6.7%をかなり上回り、一方労働生産性は、前年同期比4.6%増とほぼ年間の計画率(4.7%)に達した。これは、電力、鉄鋼、機械、あるいは化学などのいわゆる装置工業部門が高い増産率を示したが、軽工業、食品工業などの労働集約的な消費財工業が相対的に伸び悩み

をみせた結果と考えられる。もっとも冷蔵庫(前年同期比増加率、以下同じ、43%)、電気洗たく機(18%)、テレビセッット(33%)などの耐久消費財は、従来の生産水準が低位にあり増産措置が強力に推進されたため、高い増産率を示した。

なお、石油(前年同期比増加率、以下同じ、9%)、石炭(2%)、鉄鉱(5%)など鉱業生産もおむね順調な推移をみた。他方、木材伐採量(前年同期比減産率、以下同じ、3%)、輸送用機関車(電気11%、ディーゼル2%)など減産となった項目も少なくない。

主要工業部門別の生産状況

(前年同期比増加率・%)

	1966年 第1四半期	1965年 第1四半期
電 力	10	10
鉄・非鉄冶金工業	9	7
機 械 工 業	11	7
化 学 工 業	12	14
輕 工 業	7	10
食 品 工 業	6	

(注) ソ連邦中央統計局発表計数。